

平成30年度第2回多野藤岡地域保健医療対策協議会

次 第

日 時：平成31年1月31日（木）

13：30～

場 所：藤岡保健福祉事務所2階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 地域医療構想の推進について

- ・各医療機関における「2025年に向けた対応方針」について（資料1）
- ・本県における「定量的な基準（案）」について（資料2、2-1～2-4）

(2) 藤岡保健医療圏におけるデータ分析について（DPCデータ等）

（資料3-1～3-6）

(3) 地域医療介護総合確保基金について（資料4）

(4) 「医療法及び医師法の一部を改正する法律」について（資料5）

(5) 報告事項（資料6）

- ・各地域の調整会議（前回）における意見と回答状況
- ・県保健医療計画に掲載されている医療機関一覧の更新

(6) その他

4 閉 会

平成30年度 第2回多野藤岡地域保健医療対策協議会出席者名簿

日時：平成31年1月31日（木）

13:30～

場所：藤岡保健福祉事務所 2階会議室

1 多野藤岡地域保健医療対策協議会委員

氏名	役職	役職名	備考（代理出席者）
新井 雅博	委員	藤岡市長	会長
黒澤 八郎	委員	上野村長	
田村 利男	委員	神流町長	
山崎 恒彦	委員	藤岡多野医師会長	副会長、部会長
小屋 淳	委員	藤岡多野医師会副会長	
栗原 透	委員	藤岡多野医師会副会長	
設楽 芳範	委員	藤岡多野医師会救急担当理事	
戸塚 芳宏	委員	藤岡多野医師会へき地担当理事	
山川 剛	委員	藤岡多野歯科医師会長	
柳原 啓	委員	藤岡薬剤師会長	当日欠席
石崎 政利	委員	公立藤岡総合病院長	
石川 容考	委員	藤岡多野救急医療協議会長	
染谷 さかえ	委員	藤岡市連合婦人会長	
三浦 敏明	委員	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部消防長	
高木 均	委員	群馬県病院協会理事・医療法人社団三思会くすの木病院長	
工藤 通明	委員	藤岡市国民健康保険鬼石病院長	
相原 芳昭	委員	医療法人育生会篠塚病院長	
川手 進	委員	医療法人和光会光病院長	
十文字 重臣	委員	群馬県保険者協議会代表（全国健康保険協会群馬支部業務グループ長）	

2 地域医療構想アドバイザー

氏名	役職	所属	備考
長坂 資夫	理事	群馬県医師会	

平成30年度第2回多野藤岡地域保健医療対策協議会 議事概要

日時 平成31年1月31日(木)

午後1時30分～

場所 藤岡保健福祉事務所 2階会議室

議題(1) 地域医療構想の推進について

- ・各医療機関における「2025年に向けた対応方針」について

○資料1により事務局及び病院から説明。

○意見、質問等なし。

- ・本県における「定量的な基準(案)」について

○資料2、2-1～2-4により事務局から説明。

○意見、質問等は次のとおり。

- ・委員 大阪府は高度急性期病棟にも定量的な基準を導入したのか。
- ・事務局 急性期病棟だけである。
- ・委員 1病棟を50床単位にして、手術総数の算定回数などを換算するのはなぜか。
- ・事務局 病棟ごとに病床数は異なっており、条件を一定にするため50床ベースで換算しているものである。
- ・委員 本地域において、高度急性期病床は不足しているのか。
- ・事務局 各病院が病棟を高度急性期と急性期にどこまで厳密に分化する必要性があるのかという問題もあるが、本地域の場合、高度急性期病床に入る患者の一部を急性期病床で受け入れて対応されているものと考えられる。

議題(2) 藤岡保健医療圏におけるデータ分析について(DPCデータ等)

○資料3-1～資料3-6により事務局から説明。

○意見、質問等は次のとおり。

- ・アドバイザー 本地域の病床数は必要病床数に近づいており、DPCデータ分析結果では、患者が流入状況であることから、現状で地域の医療提供体制に大きな問題は見当たらない。ただし、不足する分野としては、SCRデータ分析結果より、居宅への訪問診療、訪問看護指示の値が全国より低いことから医師会、病院で協調した対応等が必要だと考える。

議題(3) 地域医療介護総合確保基金について

○資料4により事務局から説明。

○意見、質問等は次のとおり。

- ・委員 国は、地域で完結できる医療提供体制の構築を目指していることから、当院は他院と医療機能の分化連携として画像連携を行っている。今後、さらに画像連携等地域のネットワークを進めるために基金を活用したいと思っているが、公立医療機関は基金の対象外と言われた。公立医療機

関は基金の対象外なのか。

- ・事務局 公立医療機関が一律に対象外ということはない。再度、個別に相談されたい。なお、国でICT基金の予算化を目指しているという情報もある。

議題（４）「医療法及び医師法の一部を改正する法律」について

- 資料５により事務局から説明。
- 意見、質問等はなし。

議題（５）報告事項

- 資料６により事務局から説明。
- 意見、質問等はなし。

以上